



鳥取県公報

平成 25 年 12 月 20 日(金)
第 8 5 5 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (883) (企画課) 2
	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (884) (経営支援課) 2
	保安林の指定の解除予定 (885) (森林づくり推進課) 3
	基本測量の終了 (886) (技術企画課) 3
	公共測量の実施 (887) (〃) 4
	公共測量の終了 (888) (〃) 4
	県道の区域の変更 (889) (道路企画課) 4
	県道の供用の開始 (890) (〃) 5
	県道の路線の認定の一部改正 (891) (〃) 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (892) (西部総合事務所地域振興局) 5
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (893) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (894) (〃) 6
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 7
	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) 7

告 示

鳥取県告示第883号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県基幹的情報発信業務 プロポーザル審査会	基幹的情報発信業務に係る受託業者の 選定に関する事項	平成26年1月21日から 同年2月5日まで	企画課

鳥取県告示第884号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成25年12月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
1 略	1 略												
2 規則第3条第2項の利子補給率	2 規則第3条第2項の利子補給率												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="text-align: center;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.25パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.25パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.275パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.25パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.25パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="text-align: center;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.275パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率												
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.25パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.25パーセント												
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント												
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率												
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント												
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント												

規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年</u> を超え <u>11 年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.325 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>10 年</u> を超え <u>12 年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.325 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.325 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>11 年</u> を超え <u>13 年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.375 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.375 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12 年</u> を超え <u>14 年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.375 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.375 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>13 年</u> を超え <u>15 年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.425 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.425 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>14 年</u> を超え <u>15 年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.425 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.425 パーセント
略		略	

鳥取県告示第885号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町桑原字境口804の43
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第886号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

- 2 作業地域 鳥取市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町
3 終了年月日 平成25年11月29日

鳥取県告示第887号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空写真測量）
2 作業期間 平成25年11月23日から平成26年3月30日まで
3 作業地域 鳥取市及び志戸坂峠道路

鳥取県告示第888号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
2 作業地域 鳥取市小沢見地内
3 終了年月日 平成25年12月10日

鳥取県告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年12月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国安桂木線	変更前	鳥取市蔵田字南代103-2地先から同市橋本字宮ノ下79-2地先まで	7.0~14.9	155.0
		鳥取市蔵田字南代100-1地先から同市橋本字宮ノ下79-2地先まで	6.5~7.6	101.0

	変更後	鳥取市蔵田字南代103-2地先から同市橋本字宮ノ下79-2地先まで	6.5~7.6	141.0
--	-----	-----------------------------------	---------	-------

鳥取県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年12月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
国安桂木線	鳥取市蔵田字南代103-2地先から同市橋本字宮ノ下79-2地先まで	平成25年12月31日

鳥取県告示第891号

昭和33年鳥取県告示第188号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
略					略				
184	<u>榑谿公園線</u>	鳥取市 上町	鳥取市 上魚町		184	<u>榑谿神社線</u>	鳥取市 上町	鳥取市 上魚町	
略					略				

鳥取県告示第892号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年2月12日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年12月20日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひだまり
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
岡田 隆
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市大篠津町125-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、公共交通機関の利用が困難な要介護認定高齢者等に対し、有償ボランティア運送に関する事業、及び社会的弱者に対し生活支援事業を行うことにより、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第893号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月20日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
森内科医院 森 正宣	森内科医院	米子市石井699-1	平成25年12月 6日	平成25年11月 20日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導

鳥取県告示第894号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月20日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
森内科医院 森 正宣	森内科医院	米子市石井699-1	平成25年12月 6日	平成25年11月 20日	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成25年度第3回自衛官募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生（男子）予定数
 - (1) 海上要員：若干名
 - (2) 航空要員：若干名
- 2 募集期間
平成26年1月24日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日
平成26年2月1日（土）
 - (2) 試験場
陸上自衛隊米子駐屯地
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す。
- 6 採用予定時期
平成26年3月下旬又は4月上旬（詳細は、採用予定通知書で通知）
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-26-2900）
米子地域事務所（0859-33-2440）

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成25年12月20日から平成26年2月20日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成26年2月20日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 2 大規模集客施設の名称
(仮称) ドラッグコスモス湯梨浜店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
東伯郡湯梨浜町大字田後二ノ大河下356-1
- 4 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
2,317平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成26年3月15日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課(鳥取市東町一丁目220)
中部総合事務所地域振興局中部振興課(倉吉市東巖城町2)